

東かがわ市告示第55号

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市新婚等世帯家賃助成金交付要綱（平成27年東かがわ市告示第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略  (1) パートナー <u>東かがわ市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年東かがわ市告示第111号）第7条第1項の規定によりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（以下「宣誓証明書等」という。）を交付された者をいう。</u> (2)～(4) 略	(定義) 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) パートナー <u>東かがわ市パートナーシップの宣言の取扱いに関する要綱（令和3年東かがわ市告示第111号）第7条第1項の規定によりパートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード（以下「宣誓証明書等」という。）を交付された者をいう。</u>  (2)～(4) 略

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。